

# 由利本荘市生活応援券事業 取扱加盟店募集要項

令和8年2月10日  
由利本荘市商工会

## 1 目的

物価高騰で影響を受けている市民の家計負担を軽減するとともに、低迷している市民の消費意欲を喚起することによって市内事業者を支援するため、「由利本荘市生活応援券」を販売する。

## 2 加盟店への登録資格

原則として由利本荘市内に店舗を有する事業者とする。

## 3 募集受付期間

令和8年2月12日(木)～

※電子申請による加盟店登録受付は3月10日(火)まで。

※周知方法については、市広報および由利本荘市商工会ホームページにて行う。

## 4 募集受付場所

由利本荘市商工会（由利本荘市瓦谷地1－4）

※「由利本荘市生活応援券事業加盟店登録申請書」による書面及び電子申請にて受付を行う。

※登録料は無料とする。

※円滑な送金業務を実現するため、口座は秋田しんせい農業協同組合を推奨する。

## 5 応援券の使用期間

令和8年5月2日(土)～令和8年8月31日(月)

## 6 応援券の使用制限

応援券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いもの
- (2) 各種電子マネーのチャージ
- (3) 出資、債務、振込手数料
- (4) たばこ
- (5) 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係る支払い（ただし、同条第1項第1号から第3号は除く）
- (6) 医療機関、薬局、整体、整骨院、介護事業所等における公的医療保険、公的介護保険が適用となるサービス
- (7) 電気・ガス・水道料金等の公共料金

- (8) 国や地方公共団体への支払（公営ギャンブルを含む。）
- (9) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (10) そのほか、市長が別に定めるもの

## 7 応援券の換金

- (1) 換金手数料は無料とする。
- (2) 換金受付の期間は、令和8年5月7日(木)から令和8年9月30日(水)までとする。
- (3) 換金受付窓口は、秋田しんせい農業協同組合の各支店窓口とし、受付時間は各支店の通常営業時間内とする。
- (4) 加盟店からの換金請求に基づき、月に2回、指定口座へ送金する。
- (5) 円滑な送金業務を実現するため、口座は秋田しんせい農業協同組合を推奨する。

## 8 加盟店の責務

- (1) 加盟店は、由利本荘市商工会が無償配布する加盟店章並びにのぼりを掲示する。
- (2) 特定取引において、応援券の受け取りを拒んではならない。
- (3) 応援券の現金との換金、金融機関への預け入れ、譲渡及び交換又は売買を行ってはならない。
- (4) 本券の額面に満たない利用に対する釣銭を出してはならない。
- (5) 偽造商品券について十分に留意して取り扱うこと。

## 9 その他

上記に記載の無い事項については、由利本荘市と協議の上、由利本荘市商工会が別に定める。